

令和5年矢板市議会定例会

第394回定例会議

提出議案説明書

令和6年3月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

令和5年矢板市議会定例会第394回定例会議に当たり、令和6年度予算案並びにこれに関する諸議案の御審議をお願いするとともに、提案理由及び市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と、より一層の御協力を賜りたいと存じます。

令和6年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う社会経済活動の正常化により物価高や海外経済減速の下押し要因から脱却し、内需主導の成長軌道に戻ると予測されます。また、賃金予測も上向くことで個人消費が緩やかに持ち直し、景気回復基調が続く見込みとされております。

栃木県内の経済情勢につきましては、長期にわたるコロナ禍の影響下、生産活動は一進一退の動きを示しているものの、雇用や所得環境が改善し、各種政策の効果もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されております。

矢板市の現状といたしましては、市税のうち個人市民税、固定資産税などが減少し、市税全体で減収となる見通しです。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画における増加見込みを反映し、普通交付税の増収を見込んでおります。

一方で、引き続き少子高齢化の影響による社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、老朽化した公共施設などを総合的かつ計画的に管理していくために要する経費が高止まりしているなど、依然として柔軟性を欠いた厳しい財政運営の状況が続いております。

このような中、令和6年度は、「矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定した「やいた創生未来プラン」に基づき、子育て

て世代・若い世代への支援や、DX、GXの推進について、重点的に取り組んでまいります。

子育て世代・若い世代への支援につきましては、昨年6月に県内自治体で初めて「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、「自助」「互助」「公助」のベストミックスによる「Yaita こどもまんなかプロジェクト」の取組として、ファミリーサポートセンターのお試し利用などの子育て支援や、結婚に伴い新生活を始める夫婦を対象としたスタートアップ支援、さらには、本市に移住を考えている若い世代等への後押しとして電車通勤支援など、人口減少社会に向けた新たな施策を庁内横断的に展開し、子育て家庭への支援の充実をはじめとする移住・定住の促進に取り組んでまいります。

DXの推進につきましては、生成AIやRPAを活用した事務の効率化に加え、本年4月に開設いたします矢板市文化スポーツ複合施設の本格稼働に伴い、スポーツ施策を中心とした未来技術の拠点を創るとともに、市民のライフスタイルに応じた様々なデータを活用し、健康増進や利便性向上をはじめ各種施策を一体的に取り組んでまいります。GXの推進につきましては、令和4年度に策定いたしました「地球温暖化対策実行計画」に基づき、太陽光など自然環境に負荷の少ないクリーンエネルギーを活用するため、防災拠点として位置付けているイケポス池田キッズハウス（矢板市子ども未来館）に再生可能エネルギー設備等を導入し、脱炭素社会への変革を進めるとともに、防災力の強化にも努めてまいります。

これらのほか、新産業団地開発可能性調査、学校施設大規模改修事業、公的病院等支援事業など、あらゆる事業に取り組み、限られた財源の中においても、創意工夫をしながら一層の成果向上に努めるとともに、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

続きまして、令和6年度の当初予算案の概要について申し上げます。

令和6年度の矢板市の一般会計と四つの特別会計、二つの企業会計についてありますが、予算規模につきましては、当初予算の総額が239億6,260万円で、前年度の当初予算額と比較いたしまして7億1,770万円、2.9%の減となっております。

内訳としましては、一般会計は144億6,200万円、対前年度比4.2%の減、各特別会計につきましては、介護保険特別会計が31億150万円、国民健康保険特別会計が35億120万円、後期高齢者医療特別会計が5億850万円、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計が1,160万円で、特別会計の合計は71億2,280万円、対前年度比1.1%の増、水道事業会計は12億2,500万円、対前年度比2.2%の減、下水道事業会計は11億5,280万円で対前年度比10.6%の減となっております。

次に、令和6年度の主な施策につきまして、矢板市総合計画の重点項目別に概要を申し上げます。

まず、第一に、時代に即した産業を振興するまちづくりの推進であります。

時代に即した商工業を振興するまちづくりとしては、原油価格・物価高騰に対応して社会経済活動を支援していくための商業等活性化支援事業や中小企業振興資金貸付事業、安心して働ける環境の実現を目指す新産業団地開発可能性調査などに係る経費を計上いたしました。

持続可能な農林業を振興するまちづくりとしては、農業経営の確立、新規就農の促進及び新規就農者への支援を図る農業振興事業などに係る経費を計上いたしました。

自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちづくりとしては、

矢板市の魅力を発信するシティプロモーション事業やスポーツ合宿を軸とした滞在型の観光需要を取り込むためのスポーツツーリズム推進事業などに係る経費を計上いたしました。

第二に、災害に強いまちづくりの推進であります。

豊かな自然を大切にする、省資源で循環型のまちづくりとしては、ごみ減量・資源化事業やごみ収集事業などに係る経費を計上いたしました。

気候変動に適応した、災害に強いまちづくりとしては、公共施設や家庭における再生可能エネルギー導入と防災力強化を目的とした新エネルギー利用促進事業などに係る経費を計上いたしました。

第三に、未来社会を切り拓くひとづくりの推進であります。

未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちづくりとしては、学力向上推進事業や児童・生徒の安全で快適な学習環境を確保するための小・中学校特別教室空調設備整備事業、小・中学校施設の老朽化対策を行う学校施設大規模改修事業などに係る経費を計上いたしました。

すべての人が生涯成長するまちづくりとしては、郷土資料館管理運営事業や供用を開始する文化スポーツ複合施設の維持管理、定住促進補助事業などに係る経費を計上いたしました。

第四に、健幸（健康で幸せ）なまちづくりの推進であります。

安心して子どもを産み育てることができるまちづくりとしては、こども医療費助成を現物給付で行う子育て支援医療費助成事業や児童の健やかな成長を支援する子育て支援事業、児童館、学童保育館の活動支援事業などに係る経費を計上いたしま

した。

医療や支援の輪が充実した健幸なまちづくりとしては、地域医療の維持及び充実を図るための公的病院等支援事業や健康増進事業、こども・成人予防接種事業、障害者総合支援事業などに係る経費を計上いたしました。

第五に、安心快適なまちづくりの推進であります。

すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちづくりとしては、地域公共交通運行事業や空家等対策推進事業、生活道路の安全・安心を守る市道維持管理事業、行政区が実施する認定外道路の舗装整備を支援する地域活動推進事業、わかば通り整備事業などに係る経費を計上いたしました。

以上、市政運営についての私の所信と、令和6年度予算案の概要について申し述べました。

次に、各議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、令和6年度当初予算7件、令和5年度補正予算3件、条例の制定1件、条例の一部改正12件及び人事案件2件の計25件であります。

議案第1号から議案第7号までの7議案については、それぞれ令和6年度の矢板市一般会計、各特別会計及び企業会計の予算案であります。内容等につきましては、先ほど予算編成方針及び主要な施策の概要で御説明申し上げたとおりであります。

議案第8号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第9号）については、歳入歳

出全てに検討を加え、過不足を精査の上、新たな財政需要に適切に対処することとして編成いたしました。

その結果、歳入歳出からそれぞれ4,859万7千円を減額し、予算総額を166億9,682万6千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、歳出について追加計上した主なものは、総務費の財政管理費、民生費の障害者総合支援事業、医療助成事業及び児童措置費、教育費の小・中学校教育振興費及び図書館費であります。

一方、減額した主なものは、総務費の企画調整費、戸籍住民基本台帳事務費、栃木県議会議員選挙費及び矢板市議会議員選挙費、民生費の国民健康保険特別会計繰入金及び老人保護措置事業、農林水産業費の農業総務費、土地改良管理事業、農業経営基盤強化促進対策事業及び地籍調査事業、土木費の市道維持管理費、市道舗装修繕費、道路新設改良費等であります。

なお、これらの財源につきましては、市税、法人事業税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金及び寄附金を追加計上し、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債を減額いたしました。

あわせて、繰越明許費及び地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第9号 令和5年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ156万9千円を追加計上し、予算総額を35億8,637万8千円に補正しようとするものであります。

歳入には、県支出金を追加計上し、国民健康保険税及び繰入金を減額いたしました。歳出には、保険給付費を追加計上し、積立金を減額いたしました。

議案第10号 令和5年度矢板市水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を1,120万円増額し、水道事業費用総額を7億2,000万円に、資本的収入及び支出における収入において、企業債を3,030万円減額し、資本的収入総額を4,270万円に補正しようとするものであります。

議案第11号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 矢板市職員の給与に関する条例及び矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、令和5年人事院勧告により在宅勤務等手当が新設されることに伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部を改

正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 矢板市手数料条例の一部改正については、戸籍法の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市介護保険条例の一部改正については、介護保険法で規定されている3年ごとの介護保険料の見直しを行うほか、介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第19号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第20号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第21号 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法の

規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものがあります。

議案第22号 矢板市営住宅条例の一部改正については、上太田市営住宅の一部を解体撤去したことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものがあります。

議案第23号 矢板市水道事業給水条例及び矢板市水道法施行条例の一部改正については、水道法の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります豊田光徳氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地 方 税 法 (抜 粋)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 第1項及び第2項省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

以下省略

議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、

本市人権擁護委員であります桑野厚氏が、令和5年12月31日をもって辞職したことに伴い、後任の委員に、矢板市[REDACTED]、大貫佳浩氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。